

いばらき観光マイスター派遣制度要綱

（目的）

第1条 県内各地域のおもてなし力を向上させるため、観光とおもてなしに関する知識や技術の普及を図るとともに、観光客の満足度を高めることを目的として、団体等が実施する観光振興やおもてなしに関する講演会、講座、研修会等（以下「講演会等」という。）に、いばらき観光マイスター（以下「マイスター」という。）を派遣する制度を設けるものとする。

（マイスターの業務）

第2条 マイスターは、講演会等を通じ観光とおもてなしに関する知識や技術の普及・啓発及びその他観光の振興を図ることを業務とする。

（派遣の対象）

第3条 派遣制度の対象は、茨城県の観光とおもてなしに関する講演会等を実施する団体又は個人（以下「団体又は個人」という。）のほか、一般社団法人茨城県観光物産協会（以下「観光物産協会」という。）が適当と認める団体で、次の各号のいずれかに該当する事業（営利を目的とするものを除く。）を行うものとする。

- （1）茨城県の観光に関すること
- （2）おもてなしに関すること
- （3）その他観光の振興に関すること

（講演会等の規模）

第4条 派遣制度の対象とする講演会等の規模は、原則、参加者10人以上とし、1回につき2時間以内とする。

（派遣費用の支払）

第5条 派遣制度に係る費用の支払いは、「いばらき観光マイスターの旅費及び報償費に係る規程」に定める。

（派遣の申請）

第6条 マイスターの派遣を受けようとする団体又は個人は、「いばらき観光マイスター派遣申請書」（様式第1号）及び計画書等関係書類を観光物産協会に提出しなければならない。

（派遣の決定）

第7条 観光物産協会は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、予算

の範囲内において、派遣の可否を決定し、「いばらき観光マイスター派遣決定通知書」（様式第2号）により団体又は個人に通知し、「いばらき観光マイスター派遣依頼書」（様式第2-2号）により派遣を決定したマイスターに通知する。

（派遣の取消）

第8条 観光物産協会は、マイスターの派遣を決定した団体又は個人が、この要綱による派遣の目的に反したとき、またはマイスターが派遣の目的を達成することができないと認めた場合には、「いばらき観光マイスター派遣取消通知書」（様式第3号）により、マイスターの派遣決定を受けた団体又は個人及び派遣するマイスターへ通知する。

（業務の報告）

第9条 派遣を受けた団体又は個人は、事業等の終了後14日以内に「いばらき観光マイスター派遣業務報告書」（様式第4号）を観光物産協会に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱で定めるもののほか、マイスターの派遣に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。